

# 公務上死亡災害の発生状況

(平成29年度認定分)

平成31年2月

地方公務員災害補償基金



## ま　え　が　き

この報告書は、平成29年度に認定された常勤地方公務員の公務災害のうち、公務上の災害による死亡事案について、その発生状況を調査、集計したものです。

平成29年度に公務上の災害として認定された件数は26, 211件で、このうち死亡事案に係るものは35件（人）でした。なお、当該死亡事案に係るもの件数は、この調査が開始された昭和48年度から52年度まで及び昭和55年度においては、100件（人）を超えていましたが、それ以降は減少傾向にあり、東日本大震災による死亡事案を除けば、近年では30～40件（人）前後で推移している状況です。

この報告書が、今後の公務災害防止に向けた取り組みにおいて活用され、少しでも公務災害の減少に結びつくとともに、執務の参考となれば幸いです。

なお、調査にあたり御協力いただいた地方公務員災害補償基金各支部等の関係各位に対し、厚く御礼を申し上げる次第です。

平成31年2月

地方公務員災害補償基金  
理事長 田谷 聰



## 目 次

第1 公務上死亡災害発生状況の概要	1
1 概要	1
2 地方公共団体の区分別公務上死亡者の状況	3
3 職員区分別公務上死亡者の状況	4
4 年齢段階別公務上死亡者の状況	6
5 事故の型別公務上死亡者の状況	7
6 起因物別公務上死亡者の状況	9
7 認定事由別公務上死亡者の状況	11
8 交通事故による公務上死亡災害の状況	14
9 特殊公務災害に該当した公務上死亡災害の状況	16
第2 公務上死亡災害発生事例	17
1 交通事故による死亡事例	18
2 その他の死亡事例	18
(1) 過重労働による被災	18
(2) 石綿曝露による被災	19
(3) その他の被災	20
第3 統計表	23
分類項目区分	33



# 第1 公務上死亡災害発生状況の概要



## 第1 公務上死亡災害発生状況の概要

### 1 概 要

本調査は、平成29年度中に公務上の災害と認定された死亡事案を対象として実施したものである。

調査は公務災害のみを対象としており通勤災害は含まないが、通勤途上の交通事故等による死亡事案であっても、公務災害として認定されたものは調査対象としている。

調査の結果、平成23年3月に発生した東日本大震災に起因する事案を除く平成29年度認定分の公務上死亡者数は34人で、性別では男29人、女5人であった。

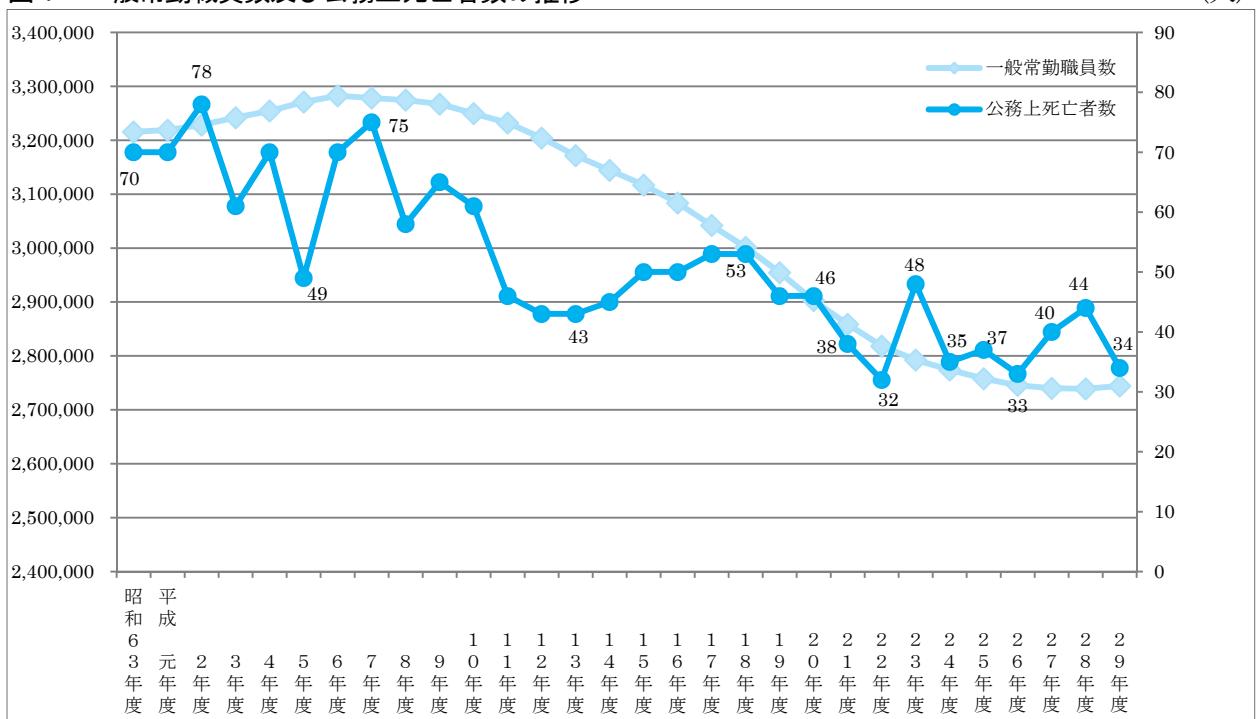
東日本大震災に起因する死亡者数を除けば、平成20年度以降は30～40人前後で推移している。

表1 男女別公務上死亡者数の推移（過去10年間） (人)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
男	42	35	29	44(197)	33(7)	33(1)	31(2)	37(1)	42(1)	29(1)
女	4	3	3	4(69)	2(9)	4(0)	2(0)	3(0)	2(0)	5(0)
計	46	38	32	48(266)	35(16)	37(1)	33(2)	40(1)	44(1)	34(1)

※ カッコ内の数字は、東日本大震災に起因する公務上死亡者数（外数）である。

図1 一般常勤職員数及び公務上死亡者数の推移 (人)



(注1) 一般常勤職員数は、総務省（旧自治省）「地方公務員給与の実態」各年版による（平成26年度までは教育長を含む）。

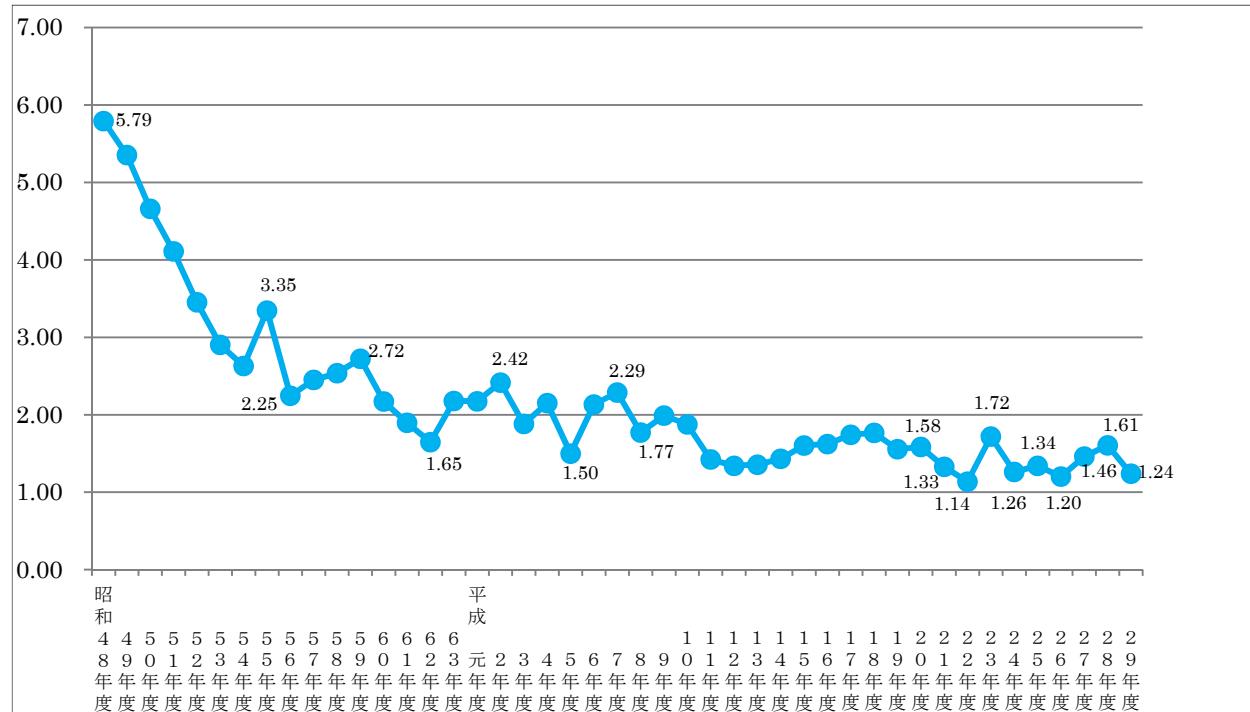
(注2) 東日本大震災に起因する事案を除く。

職員 10 万人当たりの公務災害死亡率は、昭和 48 年度には 5.79 人であったが年々低下を続け、その間若干の増減はあるものの平成 8 年度以降は 1 人台で推移している。

(第3 統計表 第1表「公務上死亡災害発生状況の推移」参照)

図2 公務上死者数 10 万人率の推移

(人)



## 2 地方公共団体の区別公務上死亡者の状況

東日本大震災に起因する事案を除く平成29年度認定分の公務上死者数を地方公共団体の区別公務上死亡者数をみると、「都道府県」が17人(50.0%)で最も多く、次いで「市・特別区」の10人(29.4%)などの順となっている。

(第3 統計表 第2表「支部別・団体区別公務上死亡者数」参照)

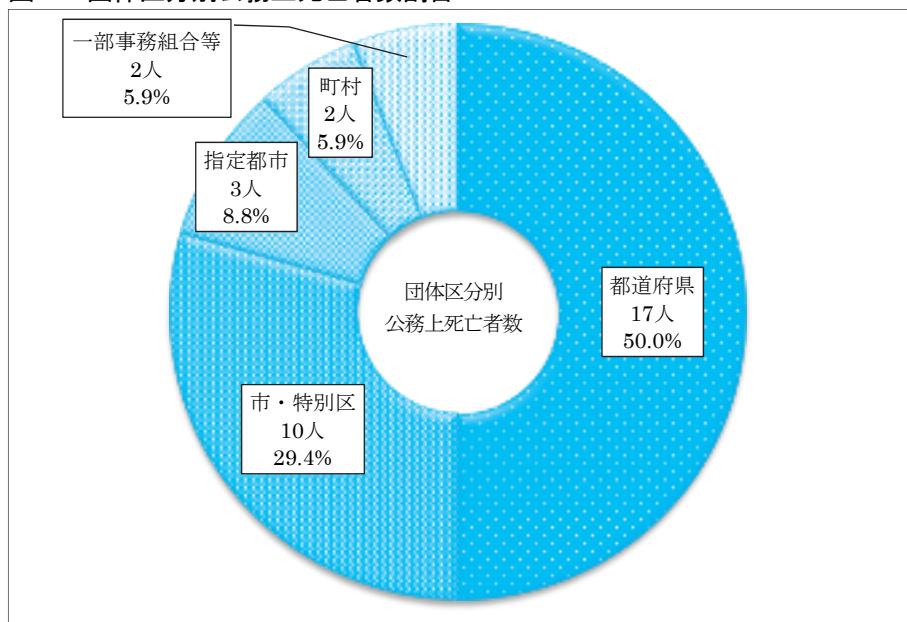
表2 団体区別公務上死亡者数 (人)

区分	対象団体数	公務上死亡者数
都道府県	47	17(1)
市・特別区	794	10(0)
指定都市	20	3(0)
町村	927	2(0)
一部事務組合等	1,510	2(0)
合計	3,298	34(1)

(注1) 対象団体数は、総務省「市町村数の推移表(詳細版)」等による。

(注2) カッコ内の数字は、東日本大震災に起因する公務上死亡者数(外数)である。

図3 団体区別公務上死亡者数割合



※ 各図表中における構成比の数値は、四捨五入しているため合計が100%にならない場合がある。

表3 団体区別公務上死亡者数の推移(過去5年間)

(人)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
都道府県	14	16	21	26	17
市・特別区	12	4	11	5	10
指定都市	4	4	3	10	3
町村	4	4	2	0	2
一部事務組合等	3	5	3	3	2
合計	37	33	40	44	34

### 3 職員区分別公務上死亡者の状況

東日本大震災に起因する事案を除く平成29年度認定分の公務上死者数を職員区分別（職員区分の説明等については、33ページ参照）にみると、「その他の職員」の12人（35.3%）が最も多く、次いで「義務教育学校職員」の7人（20.6%）、「警察職員」及び「消防職員」のそれぞれ5人（14.7%）などの順となっている。

また、前年度と比較すると、「その他の職員」が4人増、「義務教育学校職員」及び「電気・ガス・水道事業職員」が1人増となっており、「消防職員」が12人減、「清掃事業職員」が2人減、「警察職員」及び「運輸事業職員」がそれぞれ1人減で、この他は同数であった。

表4 職員区分別公務上死亡者数の推移（過去5年間） (人)

職員区分	認定年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
義務教育学校職員		6	4	4	6	7
義務教育学校職員以外の教育職員		2	4	2	2	2
警察職員		5	6	6	6	5
消防職員		6	6	4	17	5
電気・ガス・水道事業職員		5	2	2	1	2
運輸事業職員		-	-	1	2	1
清掃事業職員		-	1	2	2	-
船員		-	-	-	-	-
その他の職員		13	10	19	8	12
合計		37	33	40	44	34

公務上死者の死亡原因を傷病区分別にみると、「疾病による死亡」の20人（58.8%）が最も多く、「公務上の負傷」は10人（29.4%）、「公務上の負傷又は疾病によらないその他の死亡」は4人（11.8%）となっている。

図4 傷病区分別公務上死亡者数割合

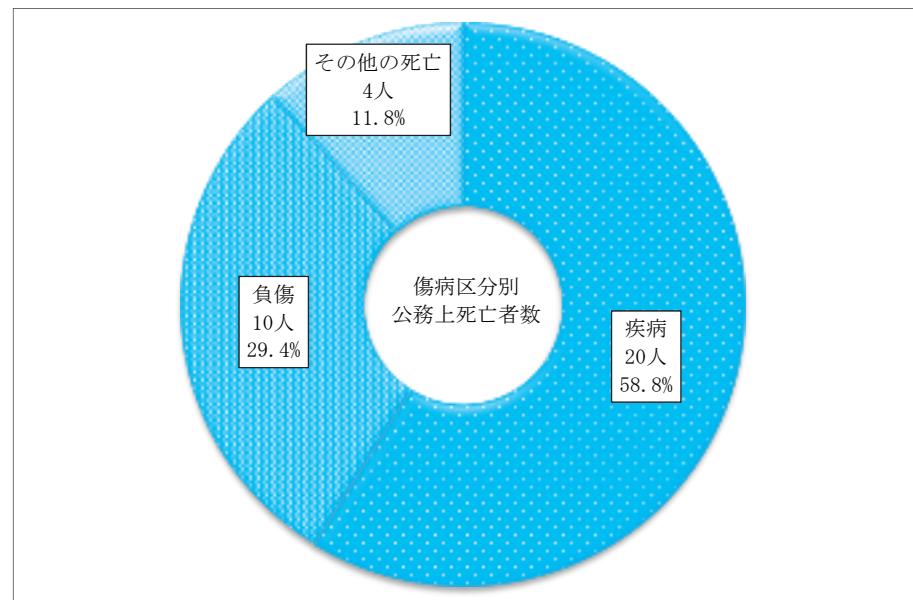


表5 職員区分別・傷病区分別公務上死者数

(人)

職員区分	傷病区分		負傷		疾病		その他の死亡		合計	
	震災以外	震災起因	震災以外	震災起因	震災以外	震災起因	震災以外	震災起因	震災以外	震災起因
義務教育学校職員	3	-	4	-	-	-	-	-	7	-
義務教育学校職員以外の教育職員	-	-	1	-	1	-	-	-	2	-
警察職員	-	-	4	-	1	-	-	-	5	-
消防職員	4	-	-	-	1	-	-	-	5	-
電気・ガス・水道事業職員	1	-	-	-	1	-	-	-	2	-
運輸事業職員	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-
清掃事業職員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
船員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の職員	2	-	10	1	-	-	-	-	12	1
合計	10	-	20	1	4	-	-	-	34	1

※ 「その他の死亡」は、公務上の負傷又は疾病によらない死亡をいう。

負傷による公務上死者 10人の職員区分の内訳をみると、「消防職員」の4人(40.0%)が最も多く、次いで「義務教育学校職員」の3人(30.0%)、「その他の職員」の2人(20.0%)などの順であった。

疾病による公務上死者 20人の職員区分の内訳をみると、「その他の職員」の10人(50.0%)が最も多く、次いで「義務教育学校職員」及び「警察職員」のそれぞれ4人(20.0%)などの順であった。

その他の死亡による公務上死者 4人の職員区分の内訳をみると、「義務教育学校職員以外の教育職員」、「警察職員」、「消防職員」及び「電気・ガス・水道事業職員」がそれぞれ1人であった。

(第3 統計表 第3表「職員区分別・団体区分別公務上死者数」参照)

#### 4 年齢段階別公務上死亡者の状況

東日本大震災に起因する事案を除く平成29年度認定分の公務上死者数を災害発生時の年齢段階別にみると、40歳から49歳までの年齢層が11人（32.4%）で最も多く、次いで20歳から29歳までの年齢層が8人（23.5%）、50歳から59歳までの年齢層が7人（20.6%）などの順となっている。

表6 年齢段階別・傷病区分別公務上死亡者数 (人)

年齢段階	負傷		疾病		その他の死亡		合計	
	震災以外	震災起因	震災以外	震災起因	震災以外	震災起因	震災以外	震災起因
19歳以下	-	-	-	-	-	-	-	-
20～29歳	2	-	4	-	2	-	8	-
30～39歳	-	-	4	-	1	-	5	-
40～49歳	5	-	6	1	-	-	11	1
50～59歳	3	-	4	-	-	-	7	-
60歳以上	-	-	2	-	1	-	3	-
計	10	-	20	1	4	-	34	1

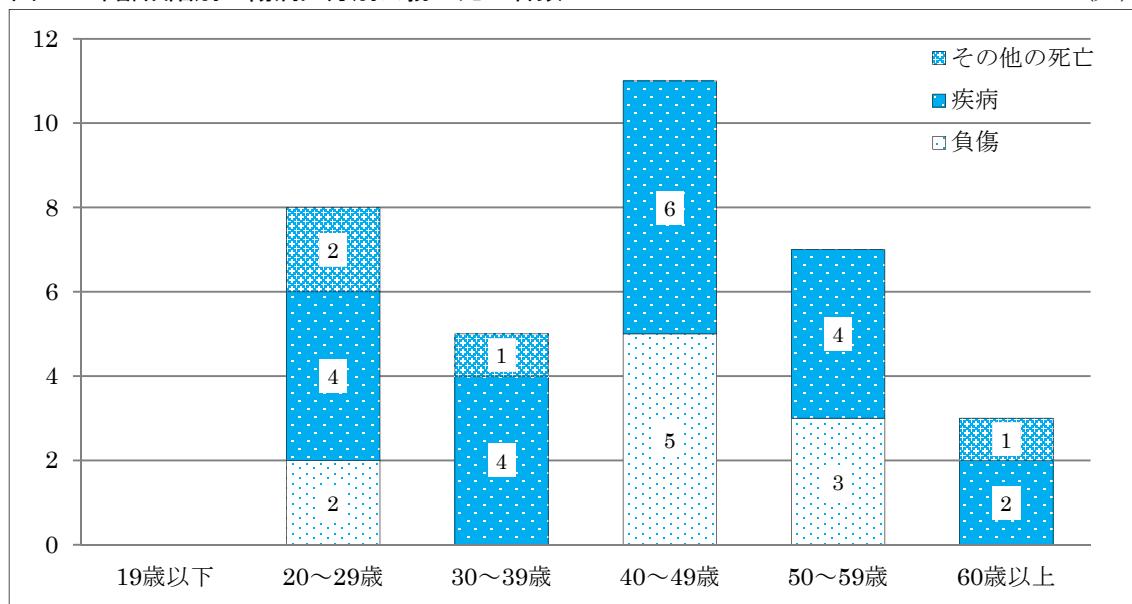
死亡原因を年齢段階別にみると、負傷による死亡では、40歳代の5人（50.0%）が最も多く、次いで50歳代の3人（30.0%）、20歳代の2人（20.0%）であった。

疾病による死亡では、40歳代の6人（30.0%）が最も多く、次いで20歳代、30歳代及び50歳代のそれぞれ4人（20.0%）などの順であった。

その他の死亡では、20歳代の2人（50.0%）が最も多く、次いで30歳代及び60歳以上のそれぞれ1人（25.0%）であった。

(第3 統計表 第4表「年齢段階別・職員区分別公務上死亡者数」参照)

図5 年齢段階別・傷病区分別公務上死亡者数 (人)



## 5 事故の型別公務上死亡者の状況

東日本大震災に起因する事案を除く平成29年度認定分の公務上死者数を事故の型別にみると、「その他」を除くと「墜落・転落」の7人（20.6%）が最も多く、次いで「有害物等との接触」の3人（8.8%）、「おぼれ」及び「交通事故」のそれぞれ2人（5.9%）などの順となっている。

なお、「墜落・転落」による公務上死者7人の職員区分の内訳をみると、「義務教育学校職員」、「消防職員」及び「その他の職員」がそれぞれ2人（28.6%）、次いで「電気・ガス・水道事業職員」の1人（14.3%）であった。

(第3 統計表 第5表「事故の型別・職員区分別公務上死亡者数」参照)

表7 事故の型別・職員区分別公務上死亡者数（上位のみ・「その他」を除く）

事故の型	合計(人)	職員区分(内訳)	(人)
墜落・転落	7	義務教育学校職員	2
		消防職員	2
		その他の職員	2
		電気・ガス・水道事業職員	1
有害物等との接触	3	その他の職員	2
		運輸事業職員	1
おぼれ	2	消防職員	1
		電気・ガス・水道事業職員	1
交通事故	2	義務教育学校職員	1
		警察察職員	1

※「事故の型」の説明等については、33～34ページを参照。

図6 事故の型別公務上死亡者数割合

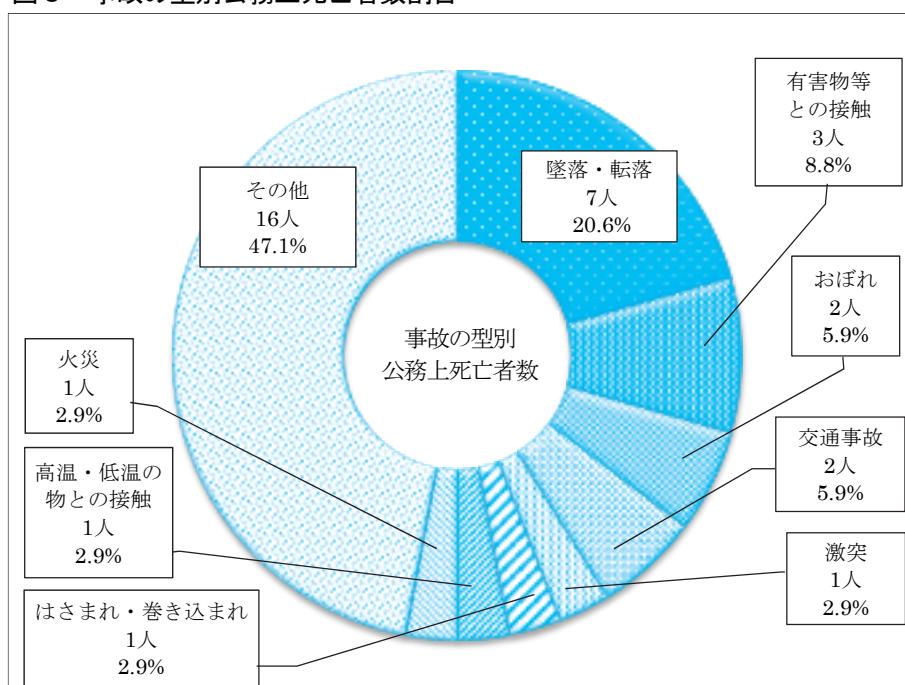


表8 事故の型別公務上死者数の推移（過去5年間・降順）

(人)

事故の型 \ 認定年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	合計	構成比
墜落・転落	4	1	6	14	7	32	17.0%
有害物等との接触	6	2	2	5	3	18	9.6%
交通事故	5	4	3	2	2	16	8.5%
おぼれ	2	2	2	1	2	9	4.8%
激突	-	2	-	-	1	3	1.6%
はさまれ・巻き込まれ	-	1	1	-	1	3	1.6%
故意の加害行為	2	-	1	-	-	3	1.6%
転倒	2	-	-	-	-	2	1.1%
高温・低温の物との接触	-	-	-	1	1	2	1.1%
崩壊・倒壊	-	1	-	-	-	1	0.5%
火災	-	-	-	-	1	1	0.5%
その他	16	20	25	21	16	98	52.1%
合計	37	33	40	44	34	188	100.0%

過去5年間の合計を事故の型別にみると、「その他」を除くと「墜落・転落」の32人(17.0%)が最も多く、次いで「有害物等との接触」の18人(9.6%)、「交通事故」の16人(8.5%)などの順となっている。

また、前年度と比較すると、「おぼれ」、「激突」、「はさまれ・巻き込まれ」及び「火災」が1人増となっており、この他は同数または減少であった。

## 6 起因物別公務上死亡者の状況

東日本大震災に起因する事案を除く平成29年度認定分の公務上死亡者数を起因物別（起因物の説明等については35～37ページ参照）にみると、「起因物なし」が10人（29.4%）で最も多く、次いで「その他の起因物」の8人（23.5%）、「環境等」の6人（17.6%）などの順となっている。

（第3 統計表 第6表「起因物別・職員区分別公務上死亡者数」参照）

図7 起因物別公務上死亡者数割合

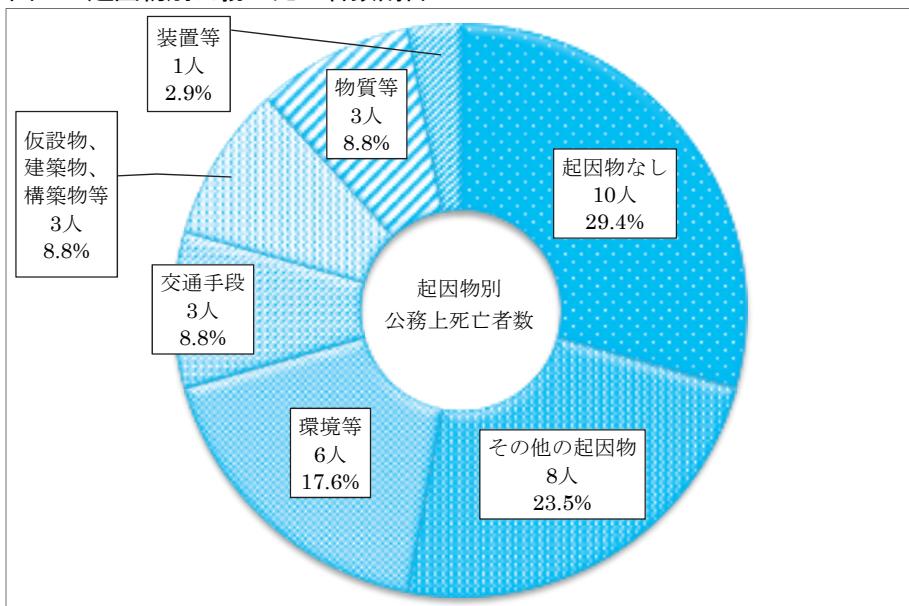


表9 起因物別公務上死亡者数の推移（過去5年間）

起因物	認定年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計	構成比
動力機械	-	1	1	-	-	-	2	1.1%
交通事故	5	5	5	2	3	20	10.6%	
装置等	-	1	1	-	-	1	3	1.6%
仮設物、建築物、構築物等	1	-	1	3	3	8	4.3%	
物質等	6	4	2	8	3	23	12.2%	
環境等	5	4	5	1	6	21	11.2%	
人間	2	2	-	1	-	5	2.7%	
その他の起因物	5	7	9	16	8	45	23.9%	
起因物なし	13	9	16	13	10	61	32.4%	
合計	37	33	40	44	34	188	100.0%	

過去5年間の合計を起因物別にみると、「起因物なし」の61人（32.4%）が最も多く、次いで「その他の起因物」の45人（23.9%）、「物質等」の23人（12.2%）、「環境等」の21人（11.2%）などの順となっている。

また、前年度と比較すると、「環境等」が5人増、「交通手段」及び「装置等」がそれぞれ1人増で、この他は同数または減少であった。

## 7 認定事由別公務上死亡者の状況

東日本大震災に起因する事案を除く平成29年度認定分の公務上死者数を認定事由別にみると、負傷については、「自己の職務遂行中」が7人（20.6%）で最も多く、次いで「出張中又は赴任途上」の3人（8.8%）の順となっている。

また、疾病については、「精神疾患」が12人（35.3%）で最も多く、次いで「心疾患」の3人（8.8%）、「脳疾患」及び「胸腹部臓器疾患（肝臓疾患除く）」のそれぞれ2人（5.9%）などの順となっている。

（第3 統計表 第7表「認定事由別・職員区分別公務上死亡者数」参照）

表10 認定事由別・職員区分別公務上死亡者数

認定事由		合計（人）		職員区分（内訳）		合計（人）				
		震災以外	震災起因			震災以外	震災起因			
負傷	自己の職務遂行中	7	-	義務教育学校職員	2	-	-			
				消防職員	4	-	-			
				電気・ガス・水道事業職員	1	-	-			
	出張中又は赴任途上	3	-	義務教育学校職員	1	-	-			
				その他の職員	2	-	-			
				その他の職員	1	-	-			
疾病	職業病	1	-	その他の職員	1	-	-			
	その他の公務起因性の明らかな疾病	2	1	義務教育学校職員	1	-	-			
				義務教育学校職員以外の教育職員	1	-	-			
				その他の職員	-	1	-			
	心疾患	3	-	義務教育学校職員	1	-	-			
				警察察職員	1	-	-			
				その他の職員	1	-	-			
	精神疾患	12	-	義務教育学校職員	2	-	-			
				警察察職員	3	-	-			
				その他の職員	7	-	-			
	胸腹部臓器疾患（肝臓疾患除く）	2	-	運輸事業職員	1	-	-			
				その他の職員	1	-	-			
その他死亡		4	-	義務教育学校職員以外の教育職員	1	-	-			
				警察察職員	1	-	-			
				消防職員	1	-	-			
				電気・ガス・水道事業職員	1	-	-			

図8 傷病区分別・認定事由別公務上死者数割合（負傷）

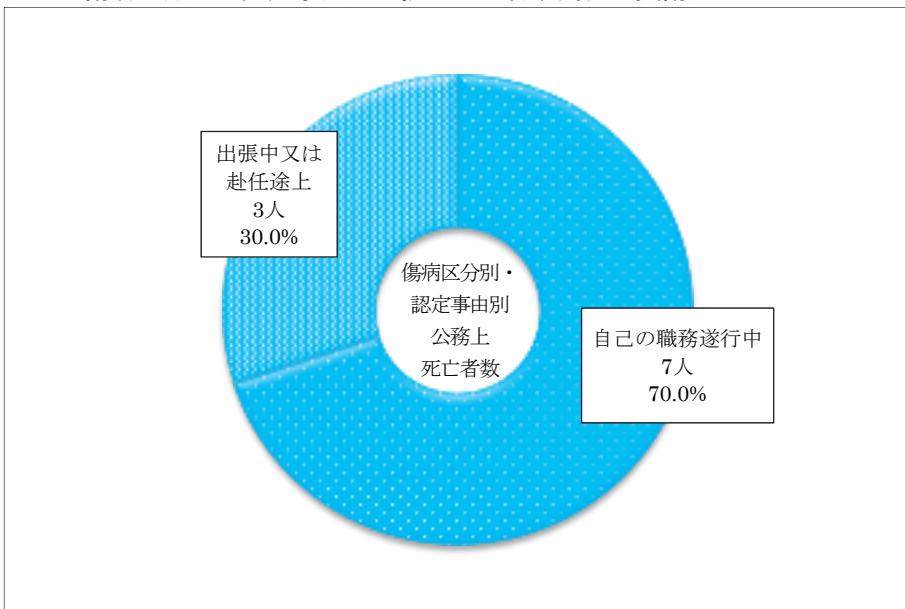


図9 傷病区分別・認定事由別公務上死者数割合（疾病）

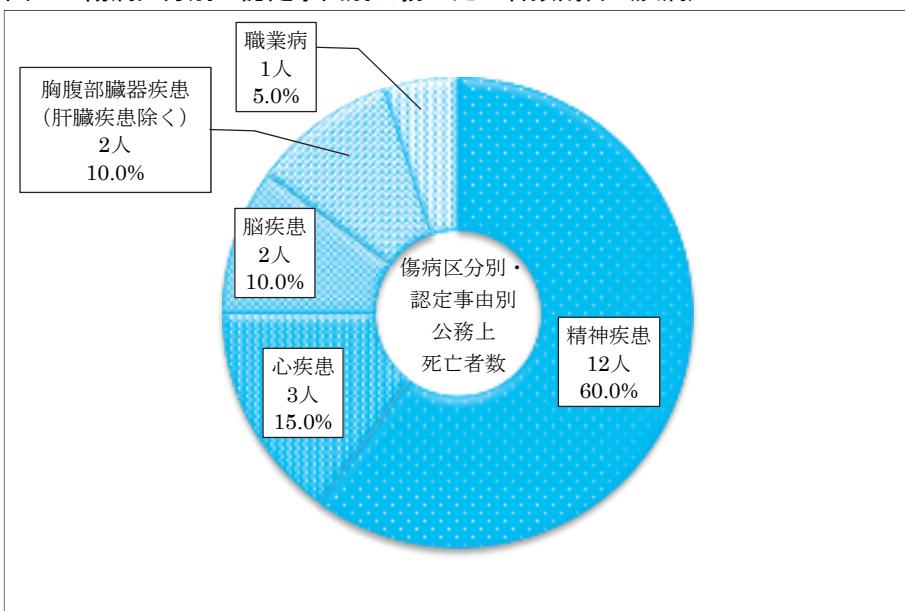


表11 認定事由別公務上死亡者数の推移（過去5年間）

(人)

認定事由		認定年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	合計	構成比
負傷	自己の職務遂行中		2	1	2	2	7	14	7.4%
	訓練中		-	-	-	9	-	9	4.8%
	出張中又は赴任途上		2	2	3	1	3	11	5.9%
	出退勤途上（公務上のもの）		2	3	1	2	-	8	4.3%
	計		6	6	6	14	10	42	22.3%
疾病	公務上の負傷による疾病		2	1	3	-	-	6	3.2%
	職業病		2	-	4	5	1	12	6.4%
	その他の公務起因性の明らかな疾病	脳疾患	4	2	3	4	2	15	8.0%
		心疾患	5	4	7	4	3	23	12.2%
		精神疾患	1	8	9	10	12	40	21.3%
		呼吸器疾患	2	2	2	5	-	11	5.9%
		胸腹部臓器疾患（肝臓疾患除く）	2	1	-	-	2	5	2.7%
		その他	4	2	-	-	-	6	3.2%
	計		22	20	28	28	20	118	62.8%
その他の死亡			9	7	6	2	4	28	14.9%
合計			37	33	40	44	34	188	100.0%

過去5年間の合計を認定事由別にみると、負傷については、「自己の職務遂行中」の14人（7.4%）が最も多く、次いで「出張中又は赴任途上」の11人（5.9%）、「訓練中」の9人（4.8%）などの順となっている。

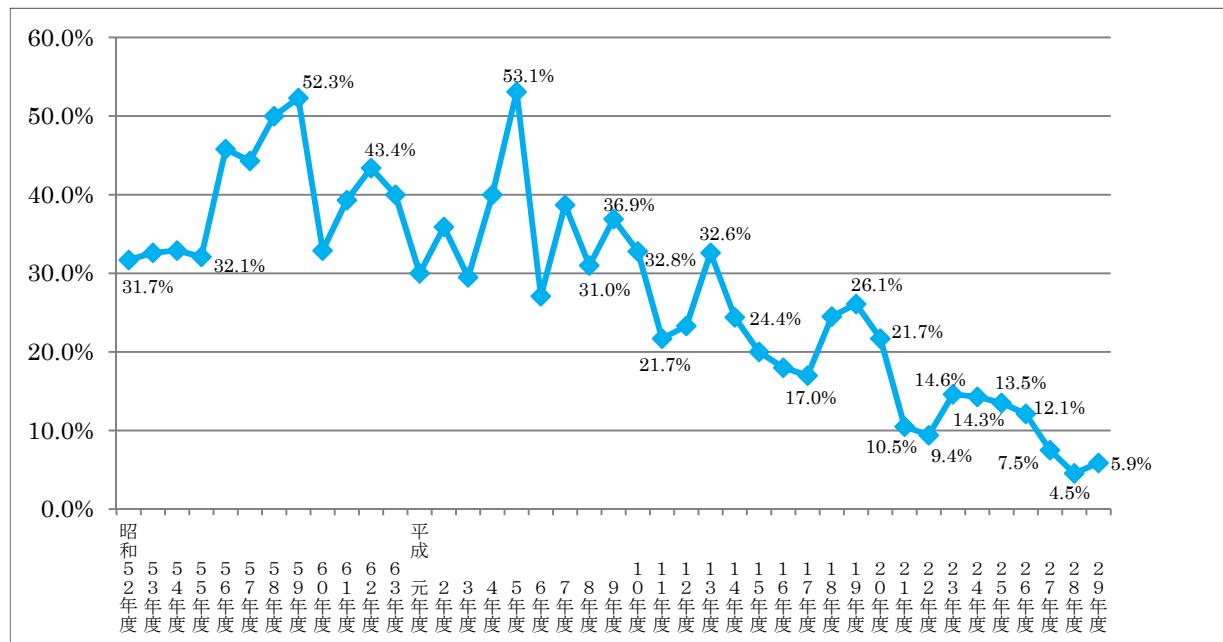
疾病については、「精神疾患」の40人（21.3%）が最も多く、次いで「心疾患」の23人（12.2%）、「脳疾患」の15人（8.0%）、「職業病」の12人（6.4%）などの順となっている。

また、前年度と比較すると、負傷については、「自己の職務遂行中」が5人増、「出張中又は赴任途上」が2人増で、この他は減少であった。疾病については、「精神疾患」及び「胸腹部臓器疾患（肝臓疾患除く）」がそれぞれ2人増で、この他は減少であった。

## 8 交通事故による公務上死亡災害の状況

東日本大震災に起因する事案を除く交通事故による公務上死亡者数の全体に占める割合は、昭和50年代から30～50%台で推移していたが、平成5年度の53.1%をピークにして、その後多少の増減はあるものの減少傾向にある。平成29年度は5.9%で、6年ぶりの増加となった。

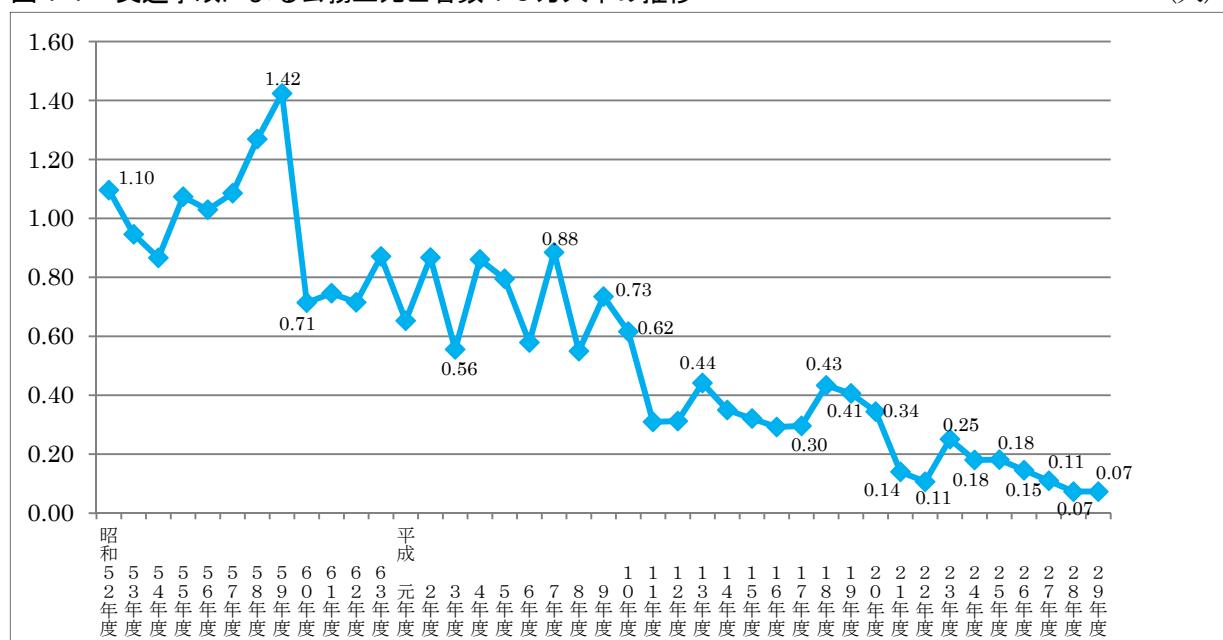
図10 交通事故による公務上死亡者数割合の推移



職員10万人当たりの交通事故による公務災害死亡率は、昭和59年度の1.42人をピークにして、その後多少の増減はあるものの減少傾向にある。平成29年度は0.07人で、これまでで最も低い前年度と同じ数値となった。

(第3 統計表 第8表「交通事故による公務上死亡者数」参照)

図11 交通事故による公務上死亡者数10万人率の推移 (人)



平成29年度の交通事故による公務上死亡者2人を職員区分別にみると、「義務教育学校職員」及び「警察職員」となっている。

また、勤務態様別にみると、「職務遂行中」及び「遠距離出張中」となっている。

(第3 統計表 第9表「職員区分別・勤務態様別交通事故による公務上死亡者数」参照)

図12 職員区分別交通事故による死者数割合

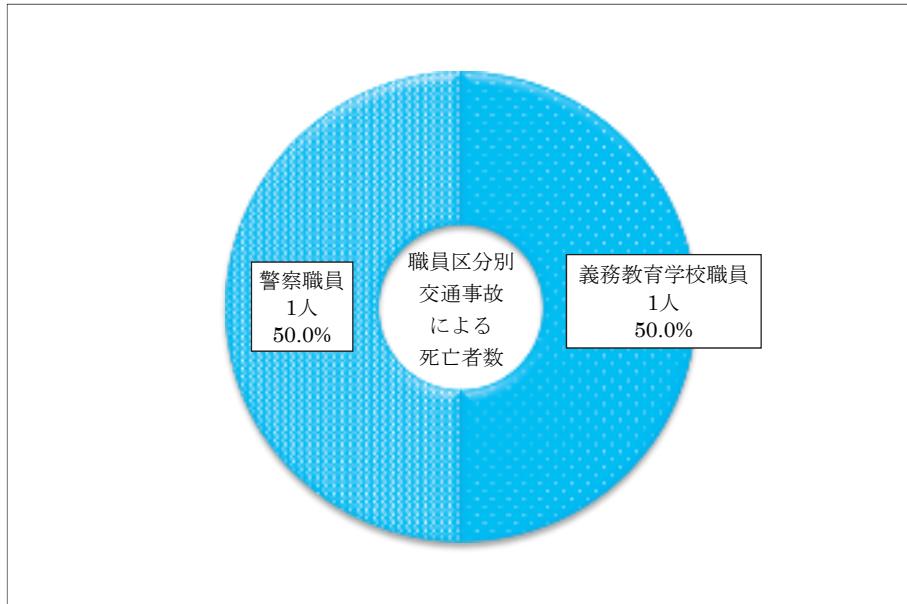
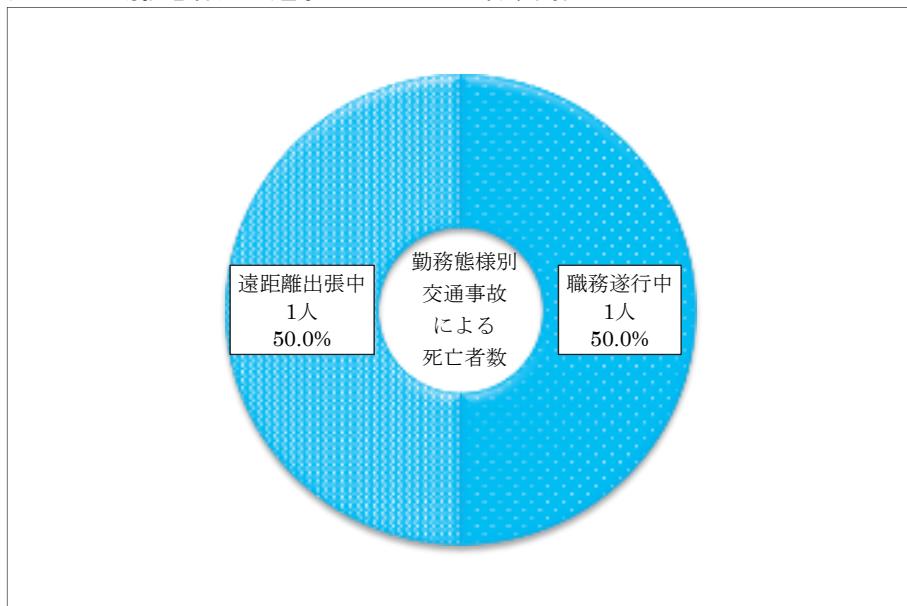


図13 勤務態様別交通事故による死者数割合



## 9 特殊公務災害に該当した公務上死亡災害の状況

東日本大震災に起因する事案を除く平成29年度中に認定された公務上死亡災害のうち、地方公務員災害補償法第46条に規定する特殊公務災害に該当する事例はなかった。

表12 特殊公務災害に該当した公務上死亡者数の推移（過去5年間） (人)

職員区分 ＼認定年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	合計
警察職員	-	2	1	-	-	3
消防職員	-	1	-	-	-	1
合計	-	3	1	-	-	4

過去5年間では、「警察職員」及び「消防職員」において特殊公務災害に該当した事例があり、その公務上死亡者数は1～2人で推移している。いずれも生命、身体に対する高度の危険が予想される状況の下において起こった死亡災害である。

## 第2 公務上死亡災害発生事例

## 凡　　例

1 本資料の掲載事例は、平成29年度に認定された公務上の負傷等による死亡災害の具体的な発生状況について記述したものであり、今後の公務災害防止に向けた取り組みにおいて活用されることを目的としている。

なお、事例の内容については、地方公務員災害補償基金支部から提供された資料を基に、重複事例等を除き適宜加筆・修正している。

2 事例は「交通事故による死亡事例」及び「その他の死亡事例」に分類し、さらに後者は「過重労働による被災」、「石綿曝露による被災」及び「その他の被災」に分類している。

3 事例番号とそれに続く見出しの次に以下の項目を掲げている。

(1) 被災職員の所属地方公共団体の区分

地方公共団体は、「都道府県」、「市町村等」及び「一部事務組合等」の区分により表示している。なお、市区町村立学校の県費負担教職員は、都道府県の職員として扱っている。

(2) 職員の区分

職員区分の説明等については33ページ参照。

(3) 死亡年齢

(4) 災害発生年月

(5) 傷病名

複数の傷病名がある場合においては、原則として傷病名の全部を記載することとし、死亡の有力な原因として傷病名の一部を特定できるときは、その一部の傷病名としている。

## 第2 公務上死亡災害発生事例

### 1 交通事故による死亡事例

【事例1】自家用車で出張中、操作を誤り対向車と衝突する

【事例2】出張先から自転車で職場へ戻る途中、車両と衝突する

### 2 その他の死亡事例

#### (1) 過重労働による被災

【事例3】自家用車の中で一酸化炭素中毒により死亡する

【事例4】自宅の自室で倒れているところを発見され、救急搬送される

【事例5】懇親会の翌日朝、救急搬送される

#### (2) 石綿曝露による被災

【事例6】石綿が飛散していた職場に在籍したことによる曝露

【事例7】ボイラー修理等に従事したことによる曝露

【事例8】石綿を含む建物の施工管理に従事したことによる曝露

#### (3) その他の被災

【事例9】炎天下において作業し、帰宅後に熱中症により死亡する

【事例10】家庭訪問後、児童宅敷地内にて誤って転落し死亡する

【事例11】強風により建物の屋根から転落する

【事例12】空気式救助マットの定期点検中に頭部を強打し救急搬送される

【事例13】地区運動会の準備作業中に転落し救急搬送される

## 1 交通事故による死亡事例

### 【事例 1】自家用車で出張中、操作を誤り対向車と衝突する

団体区分：都道府県 職員の区分：義務教育学校職員  
死亡年齢：40歳代 災害発生年月：平成27年2月  
傷病名：広範脳挫傷

#### (概要)

被災職員は、自家用車での出張中、運転操作を誤ってセンターラインをはみ出し対向車と衝突した。その際に頭を打ち、広範脳挫傷により死亡した。

#### (安全・衛生対策)

速度遵守や余裕を持った運転等、安全運転を行うよう指導した。

### 【事例 2】出張先から自転車で職場へ戻る途中、車両と衝突する

団体区分：市町村等 職員の区分：その他の職員  
死亡年齢：40歳代 災害発生年月：平成29年4月  
傷病名：左急性硬膜下血腫

#### (概要)

被災職員は、出張先から自転車で職場へ戻る途中、横断歩道を渡っていたところ右折してきた普通貨物自動車と衝突した。

#### (安全・衛生対策)

毎年4月と9月に実施される全国交通安全運動に合わせ、庁内グループウェアにおいて交通事故防止の注意喚起を行うとともに、万が一の事故に備えて自転車の賠償責任保険への加入を呼びかけている。

## 2 その他の死亡事例

### (1) 過重労働による被災

### 【事例 3】自家用車の中で一酸化炭素中毒により死亡する

団体区分：都道府県 職員の区分：警察職員  
死亡年齢：30歳代 災害発生年月：平成24年3月  
傷病名：一酸化炭素中毒

#### (概要)

被災職員は、交番長として勤務していたところ、同一時期を締め切りとする連続窃盗事件の捜査、新人実習生の対応、異動前の引継準備などの業務量増加要因が重なり、質的に過重な業務となった。

平成24年3月、自家用車の中で練炭をたき、一酸化炭素中毒により死亡した。

#### (安全・衛生対策)

過労や精神疾患を主題として、公務災害防止研修会を開催した。

#### **【事例4】自宅の自室で倒れているところを発見され、救急搬送される**

団体区分：都道府県 職員の区分：義務教育学校職員  
死亡年齢：30歳代 災害発生年月：平成24年11月  
傷病名：心臓性突然死

##### **(概要)**

被災職員は、過重で長時間に及ぶ時間外勤務が数か月継続する中、自宅の自室で倒れているところを発見された。救急搬送されたが、心臓性突然死により死亡した。

##### **(安全・衛生対策)**

- ・ 職員の健康保持への措置として、定期健康診断の実施や環境及び就業時間などのチェックを行う。
- ・ 体調不良の場合は、決して無理をせず治療に専念するよう職員朝会や会議等で呼びかけを行う。
- ・ 職員のメンタルヘルスケアのため、気軽に相談できる環境づくりに努め、早期発見・早期対応ができるようにする。

#### **【事例5】懇親会の翌日朝、救急搬送される**

団体区分：都道府県 職員の区分：警察職員  
死亡年齢：20歳代 災害発生年月：平成28年3月  
傷病名：心肺停止（原因不明）

##### **(概要)**

被災職員は、過重で長時間に及ぶ時間外勤務が数か月継続する中、所属の懇親会のため、前日から同僚職員と市内の旅館に宿泊していた。

懇親会の翌日朝、同室の同僚職員が被災職員の身体を揺すっても無反応であったため、蘇生を行ったが回復せず、医療機関に搬送されたが死亡が確認されたもの。

##### **(安全・衛生対策)**

職員の過重労働による健康障害防止対策を推進するための根拠規定（訓令、例規通達）を改正し、時間外勤務に係る健康管理医面接の対象基準を引き下げる（1か月の時間外勤務時間100時間超→80時間超）とともに、勤務時間の管理や年次有給休暇取得促進等について、指示・教養等を徹底して行っている。

## **（2）石綿曝露による被災**

#### **【事例6】石綿が飛散していた職場に在籍したことによる曝露**

団体区分：市町村等 職員の区分：運輸事業職員  
死亡年齢：70歳代 災害発生年月：平成21年11月  
傷病名：悪性胸膜中皮腫

##### **(概要)**

被災職員は、列車のブレーキや隧道内工事により石綿が飛散していた職場に在籍していた。健康診断をきっかけに医療機関を受診したところ、悪性胸膜中皮腫と診断された。

### **【事例7】ボイラー修理等に従事したことによる曝露**

団体区分：市町村等 職員の区分：その他の職員  
死亡年齢：80歳代 災害発生年月：平成27年9月  
傷病名：悪性胸膜中皮腫

#### **(概要)**

被災職員は、病院にてボイラー技師として勤務していた。ボイラー修理等の業務を行った際、石綿に接触し吸入したため、悪性胸膜中皮腫を発症したもの。

### **【事例8】石綿を含む建物の施工管理に従事したことによる曝露**

団体区分：都道府県 職員の区分：その他の職員  
死亡年齢：40歳代 災害発生年月：平成28年12月  
傷病名：悪性胸膜中皮腫

#### **(概要)**

被災職員は、設備技師として施工管理に係る業務を行った際、石綿に接触し吸入したため、悪性胸膜中皮腫を発症したもの。

### **(3) その他の被災**

#### **【事例9】炎天下において作業し、帰宅後に熱中症により死亡する**

団体区分：都道府県 職員の区分：その他の職員  
死亡年齢：40歳代 災害発生年月：平成27年8月  
傷病名：虚血性心疾患の疑い

#### **(概要)**

被災職員は、作業場で断水が発生したため、外気温33～36度の炎天下のなか長時間往復し、水やり作業等を行った。帰宅後、翌日同僚に発見されるまでの間に、自宅にて死亡したもの。

#### **(安全・衛生対策)**

虚血性心疾患の原因となった熱中症については、当該事案の発生以前から、その予防対策（十分な睡眠、こまめな水分・塩分補給、休憩時間の確保、通気性・透湿性の高い服の着用等）を周知し、さらに、少しでも気分が悪いと感じた時は我慢せずに冷房の効いた部屋等で休息をとるように周知していた。

当該事案発生以後についても、役職者会議や勤務開始時の朝礼等、機会があるごとに熱中症による事故防止の周知徹底を図っている。特に衛生委員会では、熱中症ハンドブックを作成し、職員へ配付した。

#### **【事例10】家庭訪問後、児童宅敷地内にて誤って転落し死亡する**

団体区分：都道府県 職員の区分：義務教育学校職員  
死亡年齢：40歳代 災害発生年月：平成29年4月  
傷病名：高度脳機能障害、頭部外傷

#### (概要)

被災職員は、午後9時頃に家庭訪問を済ませ、児童宅の玄関から止めていた自家用車に向かい児童宅敷地内のスロープ（高さ約4メートル）を歩行していた。誤って手すりの無い部分から転落し、左側頭部から顔面を強打したもの。

#### (安全・衛生対策)

- ・ 家庭訪問が必要な場合は、明るい時間帯に実施することを徹底する。
- ・ 定時退勤をより一層推進するとともに、業務内容の見直しや分担等を工夫する。

### 【事例11】強風により建物の屋根から転落する

団体区分：一部事務組合等 職員の区分：消防職員

死亡年齢：40歳代 災害発生年月：平成29年5月

傷病名：後腹膜出血、骨盤骨折

#### (概要)

被災職員は、強風により建物の屋根が剥離した現場において、飛散による二次災害を防止するため、ロープにより屋根を固定する作業を行っていた。当該作業中、突風によりめぐれ上がったトタンとともに空中に投げ出され、屋根から約9メートル下方の地面に転落したもの。

#### (安全・衛生対策)

高所で活動する際の安全対策をルール化するとともに、災害活動や一定規模の訓練終了後に安全管理に関する検証を行うことを義務付け、安全確保のための実践的な知識や情報の共有を図った。

### 【事例12】空気式救助マットの定期点検中に頭部を強打し救急搬送される

団体区分：一部事務組合等 職員の区分：消防職員

死亡年齢：50歳代 災害発生年月：平成29年6月

傷病名：外傷性くも膜下出血、脳挫傷、急性硬膜下血腫、後頭骨骨折

#### (概要)

被災職員は、消防署駐車場で梯子車積載資材である空気式救助マットの定期点検を行っていた。展張したマットへ約4mの高さから降下したところ、マットの横支柱が体の重みで内側に折れ、体の支えを失って頭部を地面に強打した。救急搬送されたが、4日後に死亡したもの。

#### (安全・衛生対策)

職員に対し、訓練等に係る資機材取扱い時及び高所作業時における安全管理の徹底を指示し、労働衛生に係る作業環境及び作業管理の強化を図った。

また、当該災害発生月日を「安全の日」、それを起点とした1週間を「職員安全週間」として定め、職員一人ひとりの更なる安全意識の高揚と安全活動の定着を図ることを目的とした「安全な職場環境の見える化事業」等の各種事業を実施している。

### **【事例13】地区運動会の準備作業中に転落し救急搬送される**

団体区分：市町村等 職員の区分：その他の職員

死亡年齢：40歳代 災害発生年月：平成29年12月

傷病名：急性脳腫脹

#### **(概要)**

被災職員は、地域づくり支援業務として地区運動会の準備作業をしていた。校舎2階ベランダでの作業中、ベランダ柵外側の庇に落としたカッターナイフを拾うため、柵を乗り越えて庇に着地した際に足を滑らせ転落し、頭部から地面（コンクリート部分）に落下した。救急搬送されたが、当日死亡した。

#### **(安全・衛生対策)**

事故後に開いた緊急課長会で各課長から職員に注意するよう呼びかけることとし、安全衛生委員会で今後の防止対策を話し合った。

また、職員に対し公務災害防止に関する注意喚起を行った。

# 第3 統 計 表



### 第3 統計表

(平成29年度認定分)

第1表	公務上死亡災害発生状況の推移	24
第2表	支部別・団体区分別公務上死亡者数	25
第3表	職員区分別・団体区分別公務上死亡者数	26
第4表	年齢段階別・職員区分別公務上死亡者数	26
第5表	事故の型別・職員区分別公務上死亡者数	27
第6表	起因物別・職員区分別公務上死亡者数	28
第7表	認定事由別・職員区分別公務上死亡者数	29
第8表	交通事故による公務上死亡者数	30
第9表	職員区分別・勤務態様別交通事故による公務上死亡者数	31
第10表	傷病部位別・職員区分別公務上死亡者数	31
第11表	傷病発生場所別・傷病区分別公務上死亡者数	31
第12表	職員区分別・勤務態様別公務上死亡者数	32
第13表	事故の型別・起因物別公務上死亡者数	32

第1表 公務上死亡災害発生状況の推移

	一般常勤職員数(人) (4月1日現在)(A)	公務上死者数(人) (B)	公務災害死亡率 (10万人当たり・人) (B) / (A) ×100,000	公務災害 認定件数
発生年度				
昭和48	2,744,959	159	5.79	33,076
49	2,857,336	153	5.35	32,312
50	2,940,066	137	4.66	31,609
51	2,968,675	122	4.11	32,016
52	3,012,304	104	3.45	32,227
53	3,065,674	89	2.90	32,210
54	3,118,275	82	2.63	32,532
55	3,167,744	106	3.35	31,986
56	3,205,718	72	2.25	32,332
57	3,224,815	79	2.45	32,092
58	3,231,650	82	2.54	31,603
59	3,230,740	88	2.72	31,106
60	3,222,019	70	2.17	32,603
61	3,217,016	61	1.90	31,293
62	3,216,930	53	1.65	31,493
認定年度				
平成元年	3,215,470	70	2.18	28,582
63	3,218,752	70	2.17	28,273
2	3,228,318	78	2.42	27,804
3	3,241,911	61	1.88	28,421
4	3,254,291	70	2.15	27,869
5	3,270,841	49	1.50	27,604
6	3,282,492	70	2.13	27,128
7	3,278,332	75	2.29	27,852
8	3,274,481	58	1.77	27,734
9	3,267,118	65	1.99	27,986
10	3,249,494	61	1.88	28,223
11	3,232,153	46	1.42	27,754
12	3,204,292	43	1.34	28,287
13	3,171,532	43	1.36	28,922
14	3,144,323	45	1.43	28,501
15	3,117,004	50	1.60	29,205
16	3,083,597	50	1.62	28,849
17	3,042,122	53	1.74	28,387
18	3,001,475	53	1.77	28,195
19	2,954,712	46	1.56	27,346
20	2,902,843	46	1.58	26,525
21	2,858,654	38	1.33	25,256
22	2,818,455	32	1.14	25,186
23	2,792,448	314	11.24	25,714
24	2,774,250	51	1.84	25,507
25	2,757,942	38	1.38	25,542
26	2,745,644	35	1.27	25,312
27	2,740,082	41	1.50	24,833
28	2,739,041	45	1.64	25,358
29	2,744,438	35	1.28	26,211

(注1) 昭和62年度までは発生年度による死者数、昭和63年度からは認定年度による死者数である。

(注2) 公務上死者数は、地方公務員災害補償基金「地方公務員の公務災害（死亡）発生状況調査結果の概要」（昭和53年3月）、同「地方公務員の公務上死亡災害の発生状況」各年版等による。

(注3) 平成23年度以降の公務上死者数には東日本大震災起因のものを含む。

(注4) 一般常勤職員数は、総務省（旧自治省）「地方公務員給与の実態」各年版による（平成26年度までは教育長を含む）。

(注5) 公務災害死亡率（10万人当たり・人）は、小数点以下第3位を四捨五入して算出した。

第2表 支部別・団体区分別公務上死亡者数

(注1) 市に特別区を含む。

(注2) ( )内の数字は女性で、内数である。

第3表 職員区分別・団体区分別公務上死亡者数

(人)

職員区分	団体区分	都道府県	指定都市	市・特別区	町	村	一部組合	事務等	合計
義務教育学校職員		6	1	-	-	-	-	-	7
義務教育学校職員以外の教育職員		2	-	-	-	-	-	-	2
警察職員		5	-	-	-	-	-	-	5
消防職員		1	-	2	-	-	2	-	5
電気・ガス・水道事業職員		-	-	2	-	-	-	-	2
運輸事業職員		-	1	-	-	-	-	-	1
清掃事業職員		-	-	-	-	-	-	-	-
船員		-	-	-	-	-	-	-	-
その他の職員		4	1	6	2	-	-	-	13
合計		18	3	10	2	2	2	2	35
構成比(%)		51.4%	8.6%	28.6%	5.7%	5.7%	5.7%	5.7%	100.0%

第4表 年齢段階別・職員区分別公務上死亡者数

(人)

	義務教育学校職員	義務教育学校職員以外の教育職員	警察職員	消防職員	電気・ガス・水道事業職員	運輸事業職員	清掃事業職員	船員	その他の職員	合計
19歳以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20~29歳	1	1	3	2	-	-	-	-	1	8
30~39歳	1	-	1	1	-	-	-	-	2	5
40~49歳	3	1	-	1	-	-	-	-	7	12
50~59歳	2	-	1	1	1	-	-	-	2	7
60歳以上	-	-	-	-	1	1	-	-	1	3
合計	7	2	5	5	2	1	-	-	13	35

第5表 事故の型別・職員区分別公務上死者者数

(人)

事故の型	職員区分	義務教育学校職員	義務教育学校職員以外の教育職員	警察職員	消防職員	電気・ガス・水道事業職員	運輸事業職員	清掃事業職員	船員	その他の職員	合計	構成比
墜 落 ・ 転 落		2	-	-	2	1	-	-	-	2	7	20.0%
転 倒		-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2.9%
激 突		-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2.9%
飛 来 ・ 落 下		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
崩 壊 ・ 倒 壊		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
激 突 さ れ		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
はさまれ・巻き込まれ		-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	2.9%
切 れ ・ こ す れ		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
踏 み 抜 き		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
お ぼ れ		-	-	-	1	1	-	-	-	-	2	5.7%
高温・低温の物との接触		-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2.9%
有害物等との接触		-	-	-	-	-	1	-	-	2	3	8.6%
感 電		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
爆 発		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
破 裂		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
火 災		-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	2.9%
交 通 事 故		1	-	1	-	-	-	-	-	-	2	5.7%
動作の反動・無理な動作		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
故 意 の 加 害 行 為		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
汚染血液による事故		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他		4	2	4	-	-	-	-	-	6	16	45.7%
合 計		7	2	5	5	2	1	-	-	13	35	100.0%

第6表 起因物別・職員区分別公務上死者数

(人)

起因物		職員区分	義務教育学校職員	義務教育学校職員以外の教育職員	警察職員	消防職員	電気・ガス・水道事業職員	運輸事業職員	清掃事業職員	船員	その他の職員	合計	構成比
動力機械		建設用等機械	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		動力クレーン等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		その他の動力機械	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
交通手段		乗用車	1	-	1	-	-	-	-	-	1	3	8.6%
		バス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		鉄道車両	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		バイク	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		自転車	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		トラック等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		その他の交通手段	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計		1	-	1	-	-	-	-	-	-	1	3	8.6%
注 射針等		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
装置等		装置、設備	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	2.9%
		人力機械工具等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		小計	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	2.9%
仮設物、建築物、構築物等		-	-	-	1	-	1	-	-	-	1	3	8.6%
物質等		危険物・有害物等	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2.9%
		材料	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		荷	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		石綿	-	-	-	-	-	1	-	-	1	2	5.7%
小計		-	-	-	-	-	-	1	-	-	2	3	8.6%
環境等		地山・岩石	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		立木等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		水	-	-	-	1	1	-	-	-	-	2	5.7%
		異常環境等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		高温・低温環境等	-	-	-	1	-	-	-	-	1	2	5.7%
		動物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		風雪	-	1	-	1	-	-	-	-	-	2	5.7%
その他		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計		-	1	-	3	1	-	-	-	-	1	6	17.1%
人間		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の起因物		3	-	2	1	-	-	-	-	-	2	8	22.9%
起因物なし		3	1	1	-	-	-	-	-	-	6	11	31.4%
合計		7	2	5	5	2	1	-	-	-	13	35	100.0%

第7表 認定事由別・職員区分別公務上死亡者数

(人)

職員区分		義務教育学校職員	義務教育学校職員以外の教育職員	警察職員	消防職員	電気・ガス・水道事業職員	運輸事業職員	清掃事業職員	船員	その他の職員	合計	構成比
認定事由												
負傷	自己の職務遂行中	2	-	-	4	1	-	-	-	-	7	20.0%
	訓練中	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	担当外の職務遂行中	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	出張中又は赴任途上	1	-	-	-	-	-	-	-	2	3	8.6%
	出退勤途上 (公務上のもの)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	レクリエーション参加中	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	設備の不完全又は管理上の不注意	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	職務遂行に伴う怨恨	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計		3	-	-	4	1	-	-	-	2	10	28.6%
疾病	公務上の負傷による疾病	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	職業病	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2.9%
	脳疾患	1	1	-	-	-	-	-	-	1	3	8.6%
	心疾患	1	-	1	-	-	-	-	-	1	3	8.6%
	精神疾患	2	-	3	-	-	-	-	-	7	12	34.3%
	呼吸器疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	肝臓疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	胸腹部臓器疾患 (肝臓疾患除く)	-	-	-	-	-	1	-	-	1	2	5.7%
	食中毒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	腰痛	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	頸肩腕症候群	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	皮膚病	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	眼疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	耳疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鼻疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計		4	1	4	-	-	1	-	-	11	21	60.0%
その他の死亡		-	1	1	1	1	-	-	-	-	4	11.4%
合計		7	2	5	5	2	1	-	-	13	35	100.0%

※「その他の死亡」は、公務上の負傷又は疾病によらない死亡をいう。

第8表 交通事故による公務上死者数

	一般常勤職員数（人） (4月1日現在) (A)	交通事故による 公務上死者数 (人・構成比) (B)	公務災害死亡率 (10万人当たり・人) (B) / (A) ×100,000
発生年度			
昭和 5 2	3,012,304	33 (31.7%)	1.10
5 3	3,065,674	29 (32.6%)	0.95
5 4	3,118,275	27 (32.9%)	0.87
5 5	3,167,744	34 (32.1%)	1.07
5 6	3,205,718	33 (45.8%)	1.03
5 7	3,224,815	35 (44.3%)	1.09
5 8	3,231,650	41 (50.0%)	1.27
5 9	3,230,740	46 (52.3%)	1.42
6 0	3,222,019	23 (32.9%)	0.71
6 1	3,217,016	24 (39.3%)	0.75
6 2	3,216,930	23 (43.4%)	0.71
認定年度			
6 3	3,215,470	28 (40.0%)	0.87
平成 元年	3,218,752	21 (30.0%)	0.65
2	3,228,318	28 (35.9%)	0.87
3	3,241,911	18 (29.5%)	0.56
4	3,254,291	28 (40.0%)	0.86
5	3,270,841	26 (53.1%)	0.79
6	3,282,492	19 (27.1%)	0.58
7	3,278,332	29 (38.7%)	0.88
8	3,274,481	18 (31.0%)	0.55
9	3,267,118	24 (36.9%)	0.73
1 0	3,249,494	20 (32.8%)	0.62
1 1	3,232,153	10 (21.7%)	0.31
1 2	3,204,292	10 (23.3%)	0.31
1 3	3,171,532	14 (32.6%)	0.44
1 4	3,144,323	11 (24.4%)	0.35
1 5	3,117,004	10 (20.0%)	0.32
1 6	3,083,597	9 (18.0%)	0.29
1 7	3,042,122	9 (17.0%)	0.30
1 8	3,001,475	13 (24.5%)	0.43
1 9	2,954,712	12 (26.1%)	0.41
2 0	2,902,843	10 (21.7%)	0.34
2 1	2,858,654	4 (10.5%)	0.14
2 2	2,818,455	3 (9.4%)	0.11
2 3	2,792,448	8 (2.5%)	0.29
2 4	2,774,250	5 (9.8%)	0.18
2 5	2,757,942	5 (13.2%)	0.18
2 6	2,745,644	4 (11.4%)	0.15
2 7	2,740,082	3 (7.3%)	0.11
2 8	2,739,041	2 (4.4%)	0.07
2 9	2,744,438	2 (5.7%)	0.07

(注1) 昭和62年度までは発生年度による死者数、昭和63年度からは認定年度による死者数である。

(注2) 交通事故による公務上死者数は、地方公務員災害補償基金「地方公務員の公務上死亡災害の発生状況」各年版等による。

(注3) 一般常勤職員数は、総務省（旧自治省）「地方公務員給与の実態」各年版による（平成26年度までは教育長を含む）。

(注4) 平成23年度以降の交通事故による公務上死者数は東日本大震災起因のものを含む。

(注5) 「交通事故による公務上死者数」欄の（ ）書は、全公務上死者数に占める交通事故による死者数の構成比率である。

(注6) 公務災害死亡率（10万人当たり・人）は、小数点以下第3位を四捨五入して算出した。

第9表 職員区分別・勤務態様別交通事故による公務上死者数

(人)

職員区分	勤務態様	職務遂行中	訓練・研修中	出張中	宿・日直勤務中	通勤途上	その他	合計
義務教育学校職員		-	-	1	-	-	-	1
義務教育学校職員以外の教育職員		-	-	-	-	-	-	-
警察職員		1	-	-	-	-	-	1
消防職員		-	-	-	-	-	-	-
電気・ガス・水道事業職員		-	-	-	-	-	-	-
運輸事業職員		-	-	-	-	-	-	-
清掃事業職員		-	-	-	-	-	-	-
船員		-	-	-	-	-	-	-
その他の職員		-	-	-	-	-	-	-
合計		1	-	1	-	-	-	2

第10表 傷病部位別・職員区分別公務上死者数

(人)

傷病部位	職員区分	義務教育学校職員	義務教育学校職員以外の教育職員	警察職員	消防職員	電気・ガス・水道事業職員	運輸事業職員	清掃事業職員	船員	その他の職員	合計	構成比
頭部		3	-	1	1	-	-	-	-	2	7	20.0%
頸部		1	-	1	1	-	-	-	-	-	3	8.6%
胴体		1	-	-	1	-	-	-	-	2	4	11.4%
上肢		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
下肢		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
複合部位		-	-	-	1	2	-	-	-	-	3	8.6%
疾患病		2	1	2	-	-	1	-	-	8	14	40.0%
部位不明		-	1	1	1	-	-	-	-	1	4	11.4%
合計		7	2	5	5	2	1	-	-	13	35	100.0%

第11表 傷病発生場所別・傷病区分別公務上死者数

(人)

	負傷	疾病	その他の死亡	合計	構成比
本庁	1	2	-	3	8.6%
出先機関・施設等	2	5	1	8	22.9%
道路(交差点を含む)	2	1	1	4	11.4%
自宅	-	6	-	6	17.1%
その他	5	7	2	14	40.0%
合計	10	21	4	35	100.0%

第12表 職員区分別・勤務態様別公務上死亡者数

(人)

職員区分	勤務態様		正規の勤務時間 勤務中	時間外 勤務中	出張中	訓練・研修中	宿・日直 勤務中	通勤 途上	その他	合計
義務教育学校職員			2	1	1	-	-	-	3	7
義務教育学校職員以外の教育職員			-	1	1	-	-	-	-	2
警察職員			1	-	-	-	-	-	4	5
消防職員			4	-	-	1	-	-	-	5
電気・ガス・水道事業職員			2	-	-	-	-	-	-	2
運輸事業職員			-	-	-	-	-	-	1	1
清掃事業職員			-	-	-	-	-	-	-	-
船員			-	-	-	-	-	-	-	-
その他の職員			5	1	2	-	-	-	5	13
合計			14	3	4	1	-	-	13	35

第13表 事故の型別・起因物別公務上死亡者数

(人)

事故の型	起因物	動力機械		交通手段				注射針	装置等		仮設物等		物質等				環境等				人間	その他の起因物	起因物なし	合計	
		建設機械等	動力機械等	乗用車	バス	鉄道	バイク		装置	人労機械工具等	危険物・有害物等	材荷	石綿	地盤	立木	異常環境等	高温・低温環境等	高動環境等	風雪等	動植物	その他の原因物				
墜落・転落	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	2	7	
転倒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	
激突	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
飛来・落下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
崩壊・倒壊	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
激突され	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
はさまれ・巻き込まれ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	
切れ・こすれ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
踏み抜き	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
おぼれ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	2	
高温・低温の物との接触	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
有害物等との接触	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	
感電	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
爆発	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
破裂	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
火災	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	
交通事故	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	
動作の反動・無理な動作	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
故意の加害行為	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
汚染血液による事故	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他の	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	6	8	
合計	計	-	-	3	-	-	-	-	1	-	3	1	-	2	-	-	2	-	2	-	2	-	8	11	35

# 分類項目区分



## 1 職員区分

分類項目	説明等
義務教育学校職員	市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ）立の小学校及び中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の職員であって、市町村立学校職員給与負担法第1条により都道府県がその給与を負担しているものをいう。
義務教育学校職員以外の教育職員	次の①から④までに掲げる職員（船員を除く）をいう。 ①教育委員会事務局の職員（教育長及び小学校・中学校の用務員、給食センター職員など市町村教育委員会所属職種を含む） ②教育委員会の所管する高等学校その他の公立学校の教職員 ③教育委員会の所管する公立学校以外の教育機関の職員 ④公立大学（短期大学を含む）の教職員
警察職員	都道府県警察の職員（国家公務員である職員を除く）をいう。
消防職員	消防本部及び消防署の職員並びに常勤の消防団員をいう。
電気・ガス・水道事業職員	電気・ガス・水道事業、工業用水事業及び公共下水道事業等に従事する職員をいう。なお、水道事業には、簡易水道事業を含むものである。
運輸事業職員	鉄道、軌道、索道、航空機、自動車、軽車両又は船舶による旅客又は貨物の運送事業その他貨物取扱事業に従事する職員をいう。
清掃事業職員	清掃事業に従事する職員をいう。
船員	船員法第1条に規定する船員である職員をいう。
その他の職員	前各号に掲げる職員以外のすべての職員をいう。

## 2 被災時の勤務態様別

分類項目	説明等
正規の勤務時間の勤務中	変則勤務を常とする職員を含む。
時間外勤務中	
出張中	公用外出を含む。
訓練・研修中	
宿・日直勤務中	
通勤途上	
その他の	勤務についていない場合等を含む。

## 3 事故の型別

分類項目	説明等
墜落・転落	人が樹木、建築物、足場、機械、乗物、はしご、階段、斜面等から落ちることをいう。乗っていた場所がくずれ、動搖して墜落した場合も含む。車両系機械等とともに転落した場合も含む。交通事故は除く。感電して墜落した場合は感電に分類する。
転倒	人がほぼ同一平面上で転ぶ場合で、つまずき又はすべりにより倒れた場合等をいう。車両系機械等とともに転倒した場合を含む。交通事故は除く。感電して倒れた場合は感電に分類する。
激突	墜落、転落及び転倒を除き、人が主体となって停止物又は動いている物にあたった場合をいい、機械の部分、ドア、バックネットに人からぶつかった場合、飛び降りた場合等をいう。車両系機械等とともに激突した場合を含む。交通事故は除く。
飛来・落下	飛んでくる物、落ちてくる物等が主体となって人にあたった場合をいう。野球のボール、切断片等の飛来、その他自分が持っていた物を足の上に落とした場合を含む。容器などの破裂によるものは破裂に分類する。

分類項目	説明等
崩壊・倒壊	堆積した物(灰等を含む)足場、建築物等が崩れ落ち又は倒壊して人にあたった場合をいう。立てかけてあつた看板などが倒れた場合、落盤、なだれ、地滑り等の場合を含む。
激突され	飛来、落下、崩壊、倒壊、を除く、物が主体となって人にあたった場合をいう。構内などにおいて自動車にぶつけられた場合、動いている機械の部分等があたった場合を含む。交通事故は除く。
はさまれ・巻き込まれ	物に挟まれる状態及び巻き込まれる状態で、つぶされ、ねじられ等をいう。構内などにおいて自動車にひかれた場合、自動車と壁に挟まれた場合を含み、その他の交通事故は除く。
切れ・こすれ	こすられた場合、こすられた状態で切られた場合等をいう。刃物による切れ、工具取扱中の物体による切れ、こすれ等を含む。
踏み抜き	くぎ、金属片等を踏み抜いた場合をいう。床、ストレート等を踏み抜いたものを含む。踏み抜いて墜落した場合は、墜落に分類する。
おぼれ	水中に墜落しておぼれた場合を含む。
高温・低温の物との接触	高温又は低温の物との接触をいう。高温又は低温の環境下に曝露された場合を含む。 【高温の場合】火災、アーク、溶接状態の金属、湯、水蒸気等に接触した場合をいう。 炉前作業中の熱症等高温環境下に曝露された場合を含む。 【低温の場合】冷凍庫内等低温の環境下に曝露された場合を含む。
有害物等との接触	放射線による被ばく、有害光線による障害、一酸化炭素中毒、酸素欠乏症及び高気圧、低気圧等有害環境下に曝露された場合をいう。有害物等には、病原菌・細菌を含まない。(これらに感染・死亡した場合は「その他」に分類する)
感電	帶電体にふれ又は放電により、人が衝撃を受けた場合をいう。
爆発	圧力の急激な発生又は開放の結果として、爆音をともなう膨張等が起こる場合をいう。破裂を除く。水蒸気爆発を含む。容器、装置等の内部で爆発した場合は、容器、装置等が破裂した場合であっても、ここに分類する。
破裂	容器又は装置が物理的な圧力によって破裂した場合をいう。
火災	火によるものをいう。爆発によるものを除く。 【起因物との関係】危険物の火災においては、危険物を起因物とし、危険物以外の場合においては、火源となったものを起因物とする。
交通事故(道路)	交通事故のうち、道路交通法適用の場合をいう。
交通事故(その他)	交通事故のうち、船舶、航空機及び公共輸送用の列車、電車等による事故をいう。
動作の反動・無理な動作	上記に分類されない場合であって、重い物を持ち上げて腰をぎっくりさせたというような身体の動き、不自然な姿勢、動作の反動等が起因して、筋をちがえる、くじく、ぎっくり腰及びこれに類似した状態になる場合をいう。バランスを失って墜落、重い物を持ちすぎて転倒等の場合は、無理な動作等が関係したものであっても、墜落、転倒等に分類する。
故意の加害行為	未必の故意による加害行為を含む。
汚染血液による事故	針刺し事故等をいう。
その他	上記のいずれにも分類されないものをいう。

- (注) 1 定義 事故の型とは、傷病を受けるもととなった起因物が関係した現象をいう。  
 2 分類方法 分類にあたっては、次の各号により適切なものを選択する。  
 イ 起因となる物又は物質にどのように接触し又は曝露されたかを示すものを選択する。  
 ロ 特掲事故(爆発、破裂、火災又は交通事故)、有害物等との接触、感電、故意の加害行為を最優先して選択し、その優先順は、故意の加害行為、爆発、破裂、汚染血液による事故、有害物等との接触、火災、交通事故の順とする。  
 ハ 特に説明で指示されている場合のほか、2種以上の事故の型が競合する場合及び事故の型を決める判断に迷う場合には、次の順位により選択する。  
 a 災害防止対策を考える場合での重要度による。  
 b 発端となった現象による。  
 c 分類番号の若い順による。

#### 4 起因物別

大分類	中分類	説明等
動力機械	建設用等機械	<p>①トラクター系機械 作業装置部分が走行装置部分（台車）に対して旋回しない構造のもので、ブルドーザー、トラクターショベル等をいう。</p> <p>②ショベル系機械 作業装置部分が走行装置部分（台車）に対して旋回できる構造のもので、パワーショベル、バックホー、クラムシェル、ドラグライン等をいう。</p> <p>③くい打機及びくい抜機 移動式クレーンにくい打ち用及びくい抜き用アタッチメントを装置したものを含む。</p> <p>④その他 上記に分類されない締固め機械、せん孔機械、トンネル掘進機、コンクリート機械、舗装機械、道路維持除雪機械、ロッカーショベル等をいう。</p>
	動力クレーン等	クレーン、移動式クレーン、デリック、エレベータ、リフト、揚貨装置（船舶）、ゴンドラ、機械集材装置、運材索道、ホイスト、モータブロッカ、ワインチ、ベルトコンベア、ローラコンベア、チェーンコンベア、スクリューコンベア等をいう。
	その他の動力機械	<p>①原動機 電動機、発電器、蒸気機関、蒸気タービン、内熱機関、水車等をいう。</p> <p>②動力伝導機構 回転軸、ベルト、プーリ、歯車、クラッチ、変速機等をいう。</p> <p>③木材加工用機械 丸のこ盤、帯のこ盤、かんな盤、面取り盤、ルータ、木工スライス盤、ほぞ取り盤、木工旋盤、木工ボール盤、チェンソー、角のみ盤、木工用サンダ、ベニヤ製造機械等をいう。</p> <p>④一般動力機械 旋盤、ボール盤、研削盤、パフ盤、プレス機械、シャー、鋸圧ハンマ、遠心機械、混合機、粉碎機、ロール機、紙加工機械、印刷製本機械、食品機械、農業用機械、射出成形機、スライサ、スリッタ、ポンプ、プロワー、ファン、包装荷造機械等をいう。</p>
交通手段	乗用車	
	バス	
	鉄道車両	
	バイク	原動機付自転車及び自動二輪車をいう。
	自転車	
	トラック等	消防自動車、ごみ収集トラック、フォークリフト、トレーラ、ローリー、ミキサー車を含む。
	その他の交通手段	航空機、船舶を含む。
注射針等		

大分類	中分類	説明等
装 置 等	装 置 、 設 備	<p>①圧力容器 ボイラー、加熱器、蒸煮器、スチームアキュームレータ、圧縮空気タンク、酸素ボンベ、熔解アセチレン容器等をいう。</p> <p>②化学設備 圧力容器に該当しない反応器、蒸留塔、抽出器、分離器、貯蔵タンク等をいう。</p> <p>③熔接装置 ガス熔接装置、アーク熔接装置、その他の熔接装置をいう。</p> <p>④炉釜等 煮沸槽、煮釜、乾燥設備等を含む。</p> <p>⑤電気設備 引込線、屋内配線、移動電線等最終電気使用設備に至るまでの電線類、支持用の塔、柱等、変電器、コンデンサー、開閉器具、照明設備、ハンドランプ等をいう。</p> <p>⑥その他の装置、設備 冷凍設備、集じん装置、槽、ガストーブ等の什器</p>
	人 力 機 械 工 具 等	<p>①人力クレーン等</p> <p>②人力運搬機 自転車、こね車、一輪車等をいう。</p> <p>③人力機械 手回しプレス、けとばしプレス、荷締機等をいう。</p> <p>④手工具 ハンマ、スパナ、レンチ、スコップ、つるはし、手のこ、とび口等をいう。</p> <p>⑤はしご等 作業面としてのはしご、脚立、踏台等を含む。</p> <p>⑥玉掛用具 玉掛用ロープ、チェーン等をいう。</p> <p>⑦その他 ロープ、万力、パレット等をいう。</p>
仮設物、建築物、構築物等	仮設物、建築物、構築物等	<p>①足場</p> <p>②支保工</p> <p>③階段、桟橋</p> <p>④開口部 主として作業面としての分類である。</p> <p>⑤屋根、はり、もや、けた、合掌</p> <p>⑥作業床、歩み板</p> <p>⑦通路 主として作業面としての分類である。</p> <p>⑧建築物 木造、鉄骨造、鉄筋鉄骨コンクリート造、組積造等の建築物（建築中、解体中も含む）、建造中の船舶等をいう。</p> <p>⑨構築物 えん堤、ずい道、橋梁、地下構築物、よう壁、タワー、サイロ、ピン、ピット、溝等をいう。</p>

大分類	中分類	説明等
物質等	危険物・有害物等	①爆発性の物等 ②引火性の物 ③可燃性のガス ④有害物 ⑤放射線
	材料	①金属材料 ②木材、竹材 ③石・砂・砂利 ④ガラス・陶磁器等
	荷	①荷姿のもの コンテナ、箱物、袋物、ドラム缶等特定の荷姿の物をいう。運搬のため束ねた物を含む。 ②機械装置 特定の荷姿の物を除き、据え付け等のため運搬中の機械装置等をいう。
	石綿	
環境等	地山・岩石	土砂崩壊、岩石の落下等によるものは除く。
	立木等	伐倒木を含む。
	水	海、川、池等の水をいう。
	異常環境等	潜函病、潜水病、高山病等異常気圧による障害をおこした環境、その他酸素欠乏危険環境、騒音環境等をいう。
	高温・低温環境等	高温又は低温の作業環境をいう。
	動物	犬嗜み等
	風雪	雪上での滑り事故等
	その他	上記に分類されない植物等をいう。
人間		
その他	その他の起因物	上記のいづれにも分類されない病原菌、細菌等をいう。
	起因物なし	過労による循環器系疾患、その他の疾患の発症はここに分類する。

(注)

- 1 定義 起因物とは、災害をもたらすもととなった機械、装置若しくは他の物又は環境等をいう。
- 2 分類の方法 分類にあたっては、次の各号により適正なものを選択する。
  - イ 災害にあたっての主因であって、何らかの不安全な状態が存在するものを選択する。
  - ロ 災害の発生の主因が人のみにある場合には次の順により選択する。
    - a 操作又は取り扱いをした物（墜落等の場合は作業面）
    - b 加害物（災害をもたらした直接のもの、起因物と同一の場合が多いが異なることもある。）
    - c 起因物なし
  - ハ 特に説明で指示されている場合のほか、二種以上の起因物が競合している場合及び起因物をきめる判断に迷う場合には、災害防止対策を考える立場からの重要度で決めるものとし、なお、判定しがたい場合には、分類番号の若い番号を優先する。
  - ニ 加害物が熔接装置の火災のように機械、装置等の通常運転時に発するもの及び被加工物のように機械、装置等の一部となって動くもの等の場合は、当該機械、装置等を選択する。
  - ホ 被災職員と相手方の両方が車両を利用していときに発生した交通事故による被災の起因物は、過失割合の大きい側の利用していた車両とし、両者の過失割合及び負傷の程度がいづれも同じ場合は、相手方の利用していた車両とする。

## 5 災害発生場所別

大分類	中分類	説明等
勤務公署	本 庁	地方自治法第4条に規定する事務所（都道府県庁、市役所、特別区の区役所、町村役場、警察本部、消防本部及び各種行政委員会事務局等を含む）
	出先機関施設等	<p>①行政機関等 地方自治法第155条に規定する支庁、地方事務所、支所、出張所及び同法第156条に規定する保健所、警察署、労政事務所、福祉事務所、婦人相談所、児童相談所、病害虫防除所、家畜保健衛生所、繩検定所、計量検定所等の行政機関のほか東京事務所、農林事務所、土木事務所、教育事務所、消防署等の出先機関並びに指定都市の区役所等</p> <p>②保育所 児童福祉法第39条に規定する保育所</p> <p>③社会福祉施設 社会福祉法第2条第2項に規定する施設</p> <p>④病院 診療所（医療法第1条の5第2項に規定するもの）を含む。</p> <p>⑤その他の施設 地方自治法第244条に規定する公の施設で前4項を除く施設及び試験研究機関等（学校、集会施設、ごみ・し尿処理施設、職業訓練施設、公園施設、図書館、体育館、公営企業、農林水産試験場、衛生研究所等）</p>
道路	交差点	
	その他の道路	
自宅		
その他		